

平成26年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年9月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年9月11日 午前9宣告（第7日）

応招議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 壽子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 壽子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成26年 9月11日 午前9時開議

日程第1	認定第1号	平成25年度佐川町一般会計の決算の認定について
日程第2	認定第2号	平成25年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
日程第3	認定第3号	平成25年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
日程第4	認定第4号	平成25年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
日程第5	認定第5号	平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第6	認定第6号	平成25年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
日程第7	認定第7号	平成25年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第8	認定第8号	平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第9	認定第9号	平成25年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第10	認定第10号	平成25年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第11	議案第46号	平成26年度佐川町一般会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第47号	平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第48号	平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第49号	平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第50号	平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 16	議案第 51 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 52 号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 18	議案第 53 号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 19	議案第 54 号	佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定について
日程第 20	議案第 55 号	佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 21	議案第 56 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 22	議案第 57 号	町道路線の認定について
日程第 23	議案第 58 号	平成 2 5 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
日程第 24	議案第 59 号	平成 2 6 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分について
日程第 25	発議第 1 号	「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書
日程第 26	発議第 2 号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書
日程第 27	発委第 3 号	手話言語法制定を求める意見書
日程第 28	発委第 4 号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書
日程第 29		議員派遣について
日程第 30		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、認定第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

佐川町の財政は、実質公債費比率あたりで健全化をみるわけですが、平成 18 年度、20.3%という高い内容でございましたが、25 年度の実質公債費比率は 11.8%と。単年度でみると、10%か、あるいはそれ以下になっておる可能性もあるわけで、健全化が進んでいるというふうにうかがえますが、この現在の実質公債費比率、これをどう、財政健全化、財政の状況、これをどう捉えているのでしょうか。

副町長（村田豊昭君）

森議員さんの御質問にお答えしたいと思います。公債費比率の関係での御質問でございますけれども、御存じのとおり、高知県自体が全国に比べまして、そんなに財政力の強い団体ではございませんけれども、一応、数年の流れ、実質公債費比率につきましても 23 年度から 14.9、13.7、11.8 と好転をしております、県下でそんなに飛び抜けていいほうではないと思いますが、悪いほうではないと、決して思っております、普通、中の上ぐらいは、いってるんじゃないかという感じを持っております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。坂本です。平成 25 年度の観光振興のための観光協会の設立、運営等を補助するための補助金を、約 2,000 万円出しています。これまでの歴まちづくりで、さまざまな事業を行っていますが、それらの事業のために、これまで使った費用はどれくらいか、また今後それを維持していくために、経常的に必要な費用はどれくらいになるのか。そしてそれが、今後、佐川町にどのような効果をもたらすのかと考えているか、お答えいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。まず、歴史的風致維持向上計画の上町地区の予算の執行について、重立った事業についての事業費を説明をさせていただきます。

平成 22 年度、まず、佐川文庫庫舎の移築、修理に 5,181 万 3,000 円。うち補助金が 2,509 万 5,000 円。そして平成 21 年度、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善ということで、1,314 万 6,000 円。うち補助金が 303 万 5,000 円。続きまして平成 22 年度、浜口邸及び土地の買収につきましては、4,736 万円。うち補助金が 2,368 万円。山崎邸の土地の買収につきましては、2,715 万 9,000 円。これは補助金はいただいておりません。続きまして、平成 23 年度、牧野公園の改修に 118 万 2,000 円。うち補助金が 59 万 1,000 円。平成 24 年度には、旧浜口家住宅整備事業としまして、6,238 万 1,000 円。うち補助金 2,065 万 1,000 円。牧野富太郎生家再生事業としまして、3,802 万 1,000 円。うち補助金 1,689 万 1,000 円。名教館移築予定地買収事業としまして、2,129 万 2,000 円。これは補助金はいただいておりません。そして、昨年の 25 年度におきまして、名教館の移築改修ということで 5,153 万 9,000 円。うち補助金が 2,576 万 9,000 円となっております。

以上、平成 20 年度から 25 年度の合計といたしまして、3 億 2,333 万 9,000 円の事業費に対しまして、うち補助金、国費、県費の合計が、1 億 2,084 万 4,000 円となっております。

続きまして、ソフト面につきまして説明をさせていただきます。平成 25 年度の決算としまして、旧浜口家住宅、佐川文庫庫舎、牧野公園、牧野ふるさと館などの指定管理費及び観光協会への補助金や牧野公園維持管理リニューアル事業、青山文庫関係等で 3,348 万 3,000 円となっております。

また、本年度におきましても、当初予算としまして、前年度とほぼ同じ内容での予算ではありますが、前年度に実施をしました名教館の移築改修工事の完成により、指定管理費を追加をしまして 3,600 万 6,000 円となっております。

今後、27 年度以降につきましても、各施設の指定管理費や牧野公園の維持管理、植栽とか草刈り等、また観光協会への補助金等により、本年度とほぼ同じ額の 3,600 万円前後の予算になっていくかと考えております。今後とも、補助金を活用しながらですね、各関係部局との協力に観光振興に取り組んでいきたいとも考えておりま

す。

そして、その事業の実施によってもたらされている効果につきましては、佐川町には江戸期からの深尾時代から残っている歴史的建造物は、町にとりまして大変大切な財産であります。それを維持、保存していくことは町としての1つの使命であるとも考えております。これにより、佐川町の歴史的風致を維持向上をさしていくことが第1の目的ではあります。

まず、それとですね、第2としまして、上町地区の歴史的風致の維持が向上され、また牧野公園等の整備を実施していくことなどにより今後さらなる観光客の増加につながり、またそれに伴う経済的な効果ももたらされていくと考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成25年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第1号は認定されました。

日程第2、認定第2号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 2 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 2 号は認定されました。

日程第 3、認定第 3 号、平成 25 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 3 号、平成 25 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

日程第 4、認定第 4 号、平成 25 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第4号、平成25年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第4号は認定されました。

日程第5、認定第5号、平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、平成25年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号は認定されました。

日程第6、認定第6号、平成25年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、平成25年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特

別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 6 号は認定されました。

日程第 7、認定第 7 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 7 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 7 号は認定されました。

日程第 8、認定第 8 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 8 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 8 号は認定されました。

日程第 9、認定第 9 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 9 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 9 号は認定されました。

日程第 10、認定第 10 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 10 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 10 号は認定されました。

日程第 11、議案第 46 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

補正予算 10 款 1 項農林業施設災害復旧工事及び 10 款 2 項の公共土木施設災害復旧費の増額補正について、御質問をいたします。

先の台風により、行政報告、一般質問の中でもそれぞれ件数や被害額の報告がございました。平成 25 年度においては、国の景気対策や消費増税前の影響などによりまして、事業の進捗が思わしくない状況がみられたというふうなことでございましたが、本年度災害復旧工事の事業進捗においては、どのように進めていくお考えでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。議員御質問のとおり、昨年度、事業が不落とかいということで、なかなか円滑にはいかなかった経緯がございます。今回の台風 2 件によります災害は、県の越知事務所管内でもかなり出ております。うちもかなり出ておるところですが、これの発注につきましては、それぞれ連絡とりながら、重ならないようなことを留意していきながら、対応していくということで協議をしております。

副町長（村田豊昭君）

関連いたしまして。入札のときに業者さんなんかは声をお聞きしておりますけれども、去年の場合は東北への資材の関係で不足したというような状況も、今のところ落ち着いてきている、いうことを聞いております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。農業振興費で、工事請負費 2,800 万円余りを補正しています。これは、空き家活用促進事業ですが、これについて説明をお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

御説明をさせていただきます。21 ページの 5 款、1 項、3 目、15 節の 2,833 万 5,000 円の耐震改修工事について、御説明をさせていただきます。

これにつきましては、本年度から町に着任をいたしております 5 名の地域おこし協力隊のうち、4 名については、町が民間から借り

受けをいたしております空き家を提供させていただいております。そのうち、3軒の空き家と、今後増員予定の2名分の空き家を借りることを予定しております5軒につきましては、昭和56年度以前の古い住宅でありますので、耐震診断及び耐震設計及び耐震改修工事を行う必要がありますので、国、県の補助事業であります空き家活用促進事業を活用しまして、国2分の1の補助金、県4分の1の補助金より実施するものでございます。

なおですね、木造建築の1軒当たりの事業費としまして、耐震診断設計改修工事の総額を600万円と見積もりをして計上させていただいております。内訳につきましては、耐震診断が3万3,000円、設計が30万、改修工事が566万7,000円との想定をしての予算計上とさせていただいております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号、平成26年度佐川町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第47号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 48 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 49 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 50 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 51 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 52 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 53 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 54 号、佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 55 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 56 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 57 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 58 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 59 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

勉強会でも少し聞かせていただきましたけども、この処分については、大変大きな金額でございまして、条例というか制度が見直しをされまして、今回、議会に出てくるわけでございますけれども、10 億円という金額が出てくるわけでございますので、議会の中で、是々非々といいますか、賛成、反対で議決をされていくということでございます。

そこでですね、少し私も調べてみまして、この事例というのは、公共の病院にもいくつか事例がありまして、富士市中央病院というのがありまして、そこで 15 億円の、このような同じような処理をされております。しかしですね、その病院につきましては、非常

に準備がなされて、議会に提出されているわけです。

といいますのは、こういうことを処分について、原因になったこととかですね、今後のあり方とか計画とかいうものを十分に議会に提出をされて、そして議会で議決をなされたと。

きのうの勉強会で、町長のほうから資料を、数字出しましょうかという話もありましたけれども、私のほうからは、それにもよびませんということでお断りをした経過がありますので、それをとにかく言うことはないんですけれども、静岡県富士市中央病院では、そういうことをなされていると。

それで今回ですね、この処分をするに当たって、町民の皆さんに、どのようなメリットがあるのかということが大前提であると思いますので、そのことにつきまして聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。決算書におきまして、繰越欠損金がこれこれ、しかし一方において、積み立ててきております資産残高がこれこれ、というような形ですね、その中身は一体、町民の皆さんにとってどういう経営状態になっているかというところが、いまいちわからない決算状態できておったんじゃないかと、私は思っております。

その点を、今回、より実態に近い形で、今回の処分をするに当たっては、より実態に近い形でお示しすることができるんじゃないかなあということで、町民の皆さんの経営についての関心も高まってまいりますし、情報をこういう形で提供することで関心も持っていただけるし、経営の内容についてもわかりやすい形で繰り返しになりますけれども、情報を提供することで病院の運営に支援もいただけるものと考えております。

8 番（中村卓司君）

私が思っていたお答えとは少し期待外れ、といいますのは、高北病院というものが地域に根ざした病院であって、安定経営というものを望まれる中で、町民のためにですね、なるんじゃないかというふうなことから判断ではなかろうかというふうには思っておりましたが、それに近いお答えはいただいたんですけれども、この制度改正につきましては、平成の 24 年 4 月 1 日のこの資料で実施をされるということですのでけれども、もう、そうすると 2 年余りた

ったわけですが、この時期に、このことをやらなければならいという理由とかいうものが、あったのかどうかということ、そのへんも聞かせていただきたいし、この金額に、きのう少し説明がありましたけれども、今回の耐震化の事業の4億2,000万というものもでき、それにさらにその前の6億というものの重なって10億になったというふうな説明があったわけですが、その6億についての、どういうふうな内容であるというのは把握をされているのかどうかということも聞かせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。これまでの病院経営の中で重なってきましたこの累積欠損金、6億の時点では、病院の支出経費の中には、例えば、減価償却費といったような形で、現金の支出を伴わないような経費も多々あるわけでございます。

それに見合う毎年度の現金収益が上がらなければ、形としては赤字、欠損金が生じてまいるということの積み重ねで、先ほど6億円といったお金が上がってきております。主として、これは、病院の改築等をやっておりますので、そういった減価償却費の多くを含まれております。

また、医療機械器具なんかも購入いたしておりますので、そういった分の減価償却費等が多く反映された形になっております。今回の10億に関しては、それプラス、新たに発生いたしましたもろもろの損益の一括計上等ともございまして、10億になったわけでございます。

8番（中村卓司君）

これからも、そういう形で同じような会計の処理はされるというふうに思います。減価償却も含めて会計処理はなされていくと思います。ただ、去年、おとし、決算を見てみますと、黒字経営というのが出ておりますので、そういう計算をしても近年については黒字だったということだと思います。

過去にどのような経営がなされたというのも、事務長のほうも十分把握はされてないかと思っておりますけれども、このことが、地方公営法の32条及び32条の2の改正で、議会に出てくるわけですが、このことによって病院の経営がますますですね、よくなるような御努力をですね、していただくことを私のほうからお願いをしておきた

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

これについては、今までの損失について資本金を充てるということだと思うんですが、ちょっと教えていただきたいのは、この計算書にも出てますが、8,436 万 4,000 円というのは、当年度の特別損失が 8,436 万 4,000 円、で、これ、いわば 26 年度なので、まだ決算されてるわけでもないんですけども、この点について、少し説明をいただければと思います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 47 分

再開 午前 9 時 48 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。お尋ねの当年度会計移行引当金特別損失の 8,436 万 4,000 円につきましては、本年度 4 月 1 日へ移行した時点におきます引当金でございまして、一括計上されておるものでございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の

減少及び資本剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、発議第 1 号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

10 番（永田耕朗君）

（以下、発議第 1 号「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書」
1 ページ目朗読）

案分を朗読して趣旨説明といたします。

（以下、発議第 1 号「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書」
2 ページ目朗読）

よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、発議第 2 号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

10 番（永田耕朗君）

（以下、発議第 2 号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村

振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書」 1 ページ目朗読)

案分を朗読いたします。

(以下、発議第 2 号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書」 2 ページ目朗読)

よろしく願いいたします。

議長 (藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 2 号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、発委第 3 号、手話言語法制定を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7 番 (岡村統正君)

(以下、発委第 3 号「手話言語法制定を求める意見書」 1 ページ目朗読)

案分を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

(以下、発委第 3 号「手話言語法制定を求める意見書」 2 ページ目朗読)

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、手話言語法制定を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、発委第4号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11 番（西村清勇君）

（以下、発委第4号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書」

1 ページ目朗読）

案分を朗読して提案にさせていただきます。

（以下、発委第4号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書」

2 ページ目朗読）

以上です。よろしくをお願いします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 4 号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第 30、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。平成 26 年 9 月定例会、無事に終了を迎えることができました。決算について、きのうの勉強会でも多くの指摘を受けました。不用額のことにつきましては、この町政を預かる立場として、しっかりと役場幹部、役場職員に指導をして、今後、御指摘のあった事項について改善が図られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、病院の経営につきましても、御意見、御指示を御指導いた

できましたけども、やはり町民に愛される、私たちのみんなの病院であるという認識を持っていただけるよう、今回の会計基準、会計処理の方法について刷新をすることに伴い、職員が心機一転、気持ちを新たにしっかりと病院経営に、病院の運営に取り組んでいけるよう、開設者としてもしっかりと見守っていきたい、指導していきたいと考えております。

この９月定例会、議員の皆様には、いろいろ御指導、御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これで、私からの御挨拶とさせていただきます。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 26 年 9 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午前 10 時 15 分